

長男に無期懲役



〒030-0180
青森市第二問屋町3丁目1番89号
東奥日報社
電話 017-739-1111
(C) 東奥日報社 2009

インターネット
号外

購読の
お問い合わせは

東奥日報社読者局
017-739-1111
FAX 017-739-1111

24時間受付

青森地裁判決

八戸・母子3人殺害

責任能力を認定

昨年1月、八戸市根城のアパートで母子3人が殺害された事件で、殺人、死体損壊、現住建造物等放火、銃刀法違反の罪に問われた無職の長男(19)の判決

公判が27日夕方、青森地裁で開かれ、渡邊英敬裁判長は長男の責任

能力を認め、求刑通り、無期懲役の判決を言い渡した。

公判で、検察側は捜査段階で実施した精神鑑定の結果から、長男には人格障害があるものの、犯行当時責任能力はあったとして無期懲役を求刑。弁護側は

家裁側の鑑定結果を基に、長男には特定不能の精神的障害があり、犯行時行動を制御できる能力がなく、責任能力なしと主張し、事件を家裁に再送致するよう求めていたが、判決公判で渡邊裁判長は、長男には責任能力がある」とした検察側鑑定を採用した。



青森地裁に入る、被告の長男を乗せるとみられる車両。27日午後3時37分

詳細は朝刊で

判決によると、長男は昨年1月9日午後3時40分ごろから同10時40分ごろまでの間、自宅アパートで妹(当時13)、弟(同15)、母親(同43)の首をナイフで切りつけて殺害、母親の腹部をナイフで傷つけた。また、自宅アパートの浴室内に運び込んだ雑誌などに灯油をまいて放火。さらに、八戸駅付近で警察官に取り押さえられた際、サバイバルナイフなど7丁を所持した。